

日本の労働を誰が支え(てい)るのか 労働者を労働者として ゆがんだ移民政策からまっとうな移民政策へ

1 はじめに

秋の臨時国会で明らかとなったこと

改正入管法等が成立。「特定技能1号・2号」創設、入管局が入管庁に「昇格」
外国人労働者受入れの一つの結論。

国会審議では、「即戦力」、「外国人材」など労働力としての視点だけ（それさえも議論されたとは言えない）。「移民政策と異なる」との強弁と「4月施行」ありきの議論をしない方針を貫徹
野党合同ヒアリングや新聞、テレビ、マスメディアの大々的な報道
→外国籍労働者、移民の存在なくして成り立たない社会であることが明らかとなった。

移住（外国人）労働者とは オールドカマー／ニューカマー

就労資格を持っている労働者（語学学校教師、コック、専門技術者など）／非正規滞在・オーバーステイ／日系労働者、配偶者、永住者／技能実習生／労働者じゃない労働者：（研修生、）家事労働者、エンターテイナー／難民、難民申請中：特定活動／資格外活動：留学生、家族滞在など

「外国人春闘」のスタート バブル経済「効果」

1993年3月8日、一斉に現れた移住労働者
生活と権利のための外国人労働者一日行動
移住労働者の訪問が絶え間ない全統一労働組合の事務所
外国人労働者分会の誕生 20名からスタート 今や40ヶ国、3,000名を越える。
日本の産業を下支えする移住労働者、100の相談に100の物語
労災、賃金未払い、解雇、倒産、税金など労働問題。
そして労働問題だけに止まらない様々な相談。帰国後のフォローアップ

2 民主主義を壊す場当たりの労働力補充政策

■日本における移民労働者 受入政策の変遷

▼前史（1980年以前） オールドカマー

植民地主義（大東亜共栄圏政策）による労働力調達、強制連行の清算（反省）無き継続。
中国、朝鮮、韓国 ＊「第三人」としての対応、処遇。
外国人としての管理・監視政策が現在にまで引き継がれている。

▼ニューカマー

①オーバーステイ容認政策（1980年～1990年代後半）

経済的要請（バブル経済）が入管体制を実質的に「粉碎」。

30万人を越すオーバーステイ労働者（1993年）の存在

②日系ビザの創設（1990年～）

「(日系労働者に) 帰ってきてもらう」→「来てみたら外国人だった」

③外国人技能実習制度（2010年～）

制度創設は1993年。但し、法律改正を行わず、「特定活動」としての身分。

2009年入管法改正。在留資格「技能実習1号・2号」創設

2017年技能実習法施行。

※2009年入管法改正 2012年外国人登録法廃止 外国籍住民票

■ 受入れ政策の中心、外国人（研修・）技能実習制度

外国人（研修・）技能実習制度とは

①2010年制度改定以前

外国人研修制度

在留資格：「研修」1990年の入管法改定

目的：「開発途上国」における人材育成、「学ぶ」こと

内容：習得しようとする技術・技能等が、同一の作業の反復（単純作業）のみによって習得できるものではないもの

外国人技能実習制度

在留資格：「特定活動」1993年創設

目的内容：従来の研修制度を拡充。より実践的な技術、技能または知識の技術移転

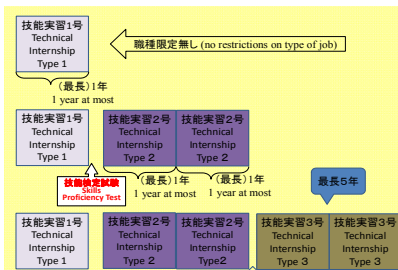
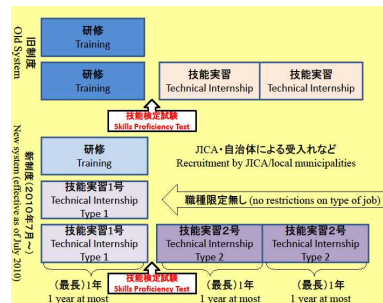
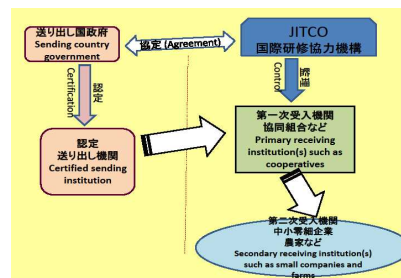
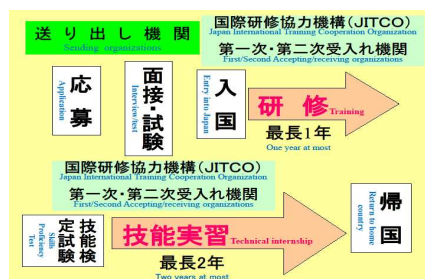
労基法上の「労働者」に該当：労働関係諸法令が適用

②2010年制度改定

在留資格「技能実習」を創設 研修と分離

③2017年 技能実習法 11月1日施行

外国人技能実習機構、職種並びに受け入れ枠の拡大



■ どうして人身売買、奴隷労働と言われるのか

国連人権理事会などからの勧告と批判

アメリカ国務省人身売買年次報告書 2007年版～2018年版

国連自由権規約委員会勧告 2008年10月30日

国連女性差別撤廃委員会総括所見 2009年8月7日

国連女性と子どもの人身売買特別報告者勧告 2010年6月3日

移住者の人権に関する国連の特別報告者勧告 2011年3月21日

国連自由権規約委員会 2014年7月25日

国連人種差別撤廃委員会 2018年8月31日

何が起きているのか

時給300円 強制帰国、セクハラ、人権侵害、賃金未払い、長時間労働、労働災害、暴力・パワハラ、人身売買、強制労働、タコ部屋、女工哀史、「殺傷」事件
群がり食いものにする「ブローカー」、「女衞」

「保証金」制度、奴隷労働、ゼノフォビア、邪悪な欲望に変貌する社長

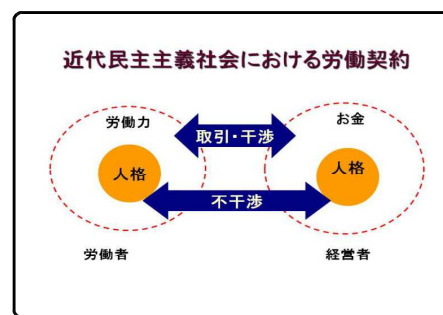
定住させない移住労働者、使い捨て＝モノ扱い

資格外労働者、日系労働者との置き換え 「ローテーション労働力」 使い捨てシステム

労使対等原則が支える民主主義社会、人権

著しい支配従属関係 労使対等原則の破壊

日本経団連「企業行動憲章」、CSR、コンプライアンス、
グローバルコンパクト、ビジネスと人権の行動計画、
サプライチェーン、SDG's



3 受入れ論議の流れ

■受入れ論議

▼「外国人労働者問題」としての受入論議と労働力政策

入管法改正（1989年）と技能実習制度創設（1993年）

経済産業省（社会経済生産性本部）

2001年6月7日

「少子・高齢社会の海外人材リソース導入に関する調査研究 報告書」

厚生労働省「外国人雇用問題研究会報告書」

2002年7月

日本経団連 「外国人受け入れ問題に関する提言」

2004年4月14日

「多様性のダイナミズム」「外国人受け入れの三原則」

外務省海外交流審議会答申

2004年10月

「変化する世界における領事改革と外国人問題への新たな取り組み」

▼2006年に入って加速化した「受入論議」

規制改革・民間開放推進会議（第二次）2005年12月／日本経団連 規制改革要望 2006年6月／法務副大臣
プロジェクトチーム 2006年6月／副大臣会議プロジェクトチーム「外国人労働者の受入を巡るとりまとめ」
2006年6月／外国人労働者問題関係省庁連絡会議 2006年6月／骨太方針 2006年7月／自民党外国人労働者特
別委員会 2006年7月／規制改革・民間開放推進会議（第三次）2006年12月／日本経団連「外国人材受入問題
に関する第二次提言」2007年3月20日／経済財政諮問会議 労働市場改革専門調査会第2次報告 2007年9月
21日「外国人労働に関わる制度改革について～研修・技能実習制度のあり方を中心に～」／衆議院調査局厚生
労働調査室 2007年11月「外国人労働者問題 ～外国人研修・技能実習制度を中心に～」／規制改革会議 2007
年12月25日「規制改革の推進のための第2次答申」

▼そして、2008年

国立国会図書館「人口減少社会の外国人問題」総合調査報告書 2008年1月
自民党国家戦略本部 日本型移民国家への道プロジェクトチーム 6月20日
「人材開国！日本型移民国家への道 世界の若者が移住したいと憧れる国の構築に向けて」
座長：木村義雄 *自民党外国人材交流推進議員連盟
厚生労働省「研修・技能実習制度研究会報告書」 6月20日
自民党国家戦略本部 外国人労働者問題 PT 『外国人労働者短期就労制度』の創設の提言
座長：長勢甚遠 事務局長：河野太郎 筆頭幹事：塩崎恭久 7月22日

▼頓挫した受入れ論議

リーマンショック、政権交代

民主党政権時

「日系定住外国人施策に関する基本指針」 2010年8月31日

<http://www8.cao.go.jp/teiju/guideline/pdf/fulltext.pdf>

「日系定住外国人施策に関する行動計画」 2011年3月31日

<http://www8.cao.go.jp/teiju/guideline/pdf/fulltext-kouido.pdf>

▼再沸騰した受入論議 オリンピック・パラリンピック、復興 2014年～

自民党日本経済再生本部 労働力強化・生産性向上グループ（主査：塩崎恭久）「労働力強化に関する中間とりまとめ」2014年3月26日／家事支援外国人受入事業（家事労働者）国家戦略特別区域法施行令3月28日／建設分野における外国人材活用に係る緊急措置4月4日／第6次出入国管理政策懇談会・外国人受入れ制度検討分科会「技能実習制度の見直しの方向性に関する検討結果（報告）」6月10日／第12回経済財政諮問会議・第18回産業競争力会議（第6回経済財政諮問会議・産業競争力会議合同会議）「日本再興戦略改定2014」6月24日閣議決定／外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会10月30日／技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会11月10日／第6次出入国管理政策懇談会報告書12月26日／技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会報告書2015年1月30日／外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会中間まとめ2月4日／外国人建設・造船就労者受入事業開始4月1日／製造業外国従業員受入事業2016年3月15日／家事支援外国人受入事業（家事労働者）神奈川県導入3月／自由民主党政務調査会 労働力確保に関する特命委員会『『共生の時代』に向けた外国人労働者受入れの基本的考え方』5月24日／外国人技能実習法11月成立／農水省受入れ制度検討／介護在留資格新設2017年9月1日／外国人技能実習法施行11月1日→介護職、技能実習に追加／外国人建設就労者受入事業見直し11月1日／国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業12月

▼受入れ論議 2018年、今 技能実習制度では対応できない逼迫した現場

経済財政諮問会議 2018年2月20日

専門的・技術的分野における外国人材の受入れに関するタスクフォース 8回開催

2月23日～4月12日

骨太方針

6月15日

外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（検討の方向性）」案	7月24日
＊自民党雇用問題調査会 松野委員会	
＊自由民主党政務調査会 労働力確保に関する特命委員会 木村義雄委員長	4月27日
＊日本商工会議所	4月26日
「専門的・技術的分野の受け入れに関する意見～新たな在留資格『中間技能人材』の創設を～」	
＊愛知県要請「産業人材」 6/13	
＊外国人労働者政策有識者会合「外国人労働者政策に関する提言」（外務大臣諮問）	7月23日
外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策検討構成委員会	9月4日
『出入国管理及び難民認定法』及び『法務省設置法』の一部を改正する法律案』の骨子並びに在留資格「特定技能」の創設	10月12日

閣議、法案上程 11月2日、衆議院 11月27日可決、参議院 12月8日可決、公布 12月14日

■歪んだ移民政策

使い捨て労働力としての外国人労働者受入れ策が移民政策を歪ませる。
今起きている問題、課題、労働、生活領域での課題、データ（数字）から見る矛盾、歪み。
外国人技能実習制度に象徴的に凝縮的に表れている人権侵害、奴隷労働

新たに始まる特定技能はどうか

技能実習制度の延長上での制度設計

利権構造の温存＝奴隷労働構造は変わらない!?

4 受入れ政策と移民政策の関係

欧米（ドイツ、フランス）と韓国 ～労働者を労働者として受け入れる～

■この30年をどう見るのか どう教訓化するのか

使い捨て労働力政策は何を生み出したのか

奴隷労働、人権侵害、人身売買、労働基準の崩壊、社会規範・倫理の崩壊、
民主主義の劣化・崩壊

しかし、見方を変えれば、外国人労働者が顕在化させた日本の民主主義の水準

顕在化させた「法令遵守」の水準→中小零細企業への危険の下請け、法令違反の下請け

顕在化させた労働基準の水準（安全衛生、最低賃金）、労働組合の水準

顕在化させた医療社会福祉の水準、自治体行政の水準、教育環境の水準

つまり外国人労働者とその家族の問題は日本社会全体の鏡、課題でもある。

一方、使い捨て労働力政策であるにも関わらず、外国人労働者とその家族が作り出した活力
企業活動、経済活動の活性化 労働組合への問題提起と活性化

地域社会における「国際化」 地球を意識させる日常の交流
オリンピック・パラリンピック東京開催の環境を醸成させたとも言える。
この30年の教訓に対する二つの方向性、私たちの選択はどちらか！？
→如何に上手に使い捨てるのか
→同僚、隣人として社会の一員、担い手としていくのか

■活力ある社会を一緒につくっていく、そのために必要なこと

この25年間求めてきたこと

①省庁交渉

1993年からの問題提起、要請事項

外国人労働者とその家族の労働者としての権利、生活者としての権利

②移住連政策提言

これまで2次にわたって提言を発表。新たに2020年に向けた提言を作成中

検討項目案（順不同）

移民政策と基本法の確立／母文化、出身文化の保障／重国籍を認める／移民の政治、社会参加の保障／非正規滞在者の人権、アムネスティの実施／多様性を前提とした行政システム／国際人権条約の完全批准／マジョリティの理解を深める：移民／難民の歴史、差別をなくすための教育

領域・分野（順不同）

医療・福祉／ジェンダー／貧困／技能実習／労働／入管法／難民／収容／地域社会／子ども・若者／人種差別／……

5 まとめ

■入管法だけで決めてはいけないこれからの社会のあり方

ダイナミズムに対する恐れとゼノフォビア 「不法就労」への歪められたイメージ^{*1}

事実に反する誤った単一民族国家論、外国人犯罪キャンペーン^{*2}、雇用競合論

事実に反する「健康保険キャンペーン」、「ン」問題、年金問題、そして、ヘイトスピーチ

■すでに始まっている多民族・多文化共生社会への歩み

職場、地域での実感

言語、宗教、文化、の違い、認識差を前提にした労働者政策、移民政策

労働者の権利 移動の自由＝辞める権利、市民の権利

職場だけではない地域の一員としての生活

教育、医療、社会福祉、社会参加など移住労働者とその家族の生活と権利

*1 バブル経済が破綻するや「不法就労半減化成策」としてお世話になった外国人労働者の一斉「刈り込み」を行った。恩知らず政策とも言うべき人権侵害

*2 警察白書の数字が示す明らかなデマ

管理・監視の対象ではなく、共に生きる働く仲間、地域の隣人、社会の担い手として
東日本大震災と原発事故をめぐる多民族・多文化救援活動*1
労使対等原則が担保され、「違い」を尊重しあう多民族・多文化共生社会へ

鳥井一平（移住者と連帯する全国ネットワーク・全統一労働組合）

移住連ホームページ <http://migrants.jp/>

移住連パブリックコメント <http://migrants.jp/news/publiccomment-20190124/>

衆議院参考人意見陳述 <http://migrants.jp/news/statement-by-torii201911122/>

参議院参考人意見陳述 <http://migrants.jp/news/statement-by-sachi20181205/>

健康保険問題 <http://migrants.jp/news/satatement20181115/>

*1 東日本大震災などの被災地救援活動にボランティアとして外国籍住民、労働者が参加。今も除染作業を含めて復興作業に多く従事している。

私たちが求める外国人労働者受入れ論議は、この30年間の労働問題、人権侵害の事実を直視し、すでに移民外国人労働者がこの社会を支えている事実¹に立脚したものでなければならない。

「オーバーステイ容認政策」時代から外国人労働者問題はその家族を含めて、実は、この社会の労働基準の実態、医療福祉の水準、人権の水準の鏡であり、教育、文化のあり方、地方自治のあり方、防災の視点を映し出すものであり、私たちの社会に地球規模の社会規範、スタンダードを意識喚起させるものであった。すでにニューカマーの二世、三世が活躍しはじめ、とりわけスポーツの分野ではメディアでの登場も増えている。あえて言うならば、オリンピック・パラリンピックの東京開催もこの30年の移民の受入れとともに環境が醸成されてきたのである。

移民、外国人労働者とその家族が、職場の一員、地域の隣人として活躍する一方で、労働者としての受入れ拡大の必要性を認めざるを得なくなった情勢においても、未だに政府は「移民政策と異なる」と、事実²に目を背ける姿勢を捨てないでいる。政府は、30年間の「教訓」によって、定住化させずにいかに期間限定の使い捨ての労働力受入れを行うかに力点がある。ただ、経済財政諮問会議でさえ、民間議員からの「外国人材を安い労働力として考えるのではなく、人として受け入れることがとても大切。」との指摘をしていることに表れている社会からの要請に、政府も昨年7月24日以降は、タイトルに「外国人材受入れ」に「共生」を追加し、12月25日に外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議において「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を「了承」している

私たちが求める受け入れは、簡潔明瞭である。労働者が労働者として移動できるということに尽きる。フィラデルフィア宣言など国際規範、基準に則り、労使対等原則が担保された「受入れ制度」でなければならない。移民外国人労働者とその家族はこの社会の基盤をともにつくる仲間、隣人としてすでに活躍しており、この社会の展望の可能性を大きく広げている。この30年間、移民外国人労働者とその家族は、働き、活動し、権利主張することによって、この社会に大きく貢献している。地域、職場の現場では誰も移民、外国人労働者のエネルギーを強く感じ取っている。

すでに「不法就労は犯罪の温床」^{*1} や「外国人犯罪キャンペーン」、「雇用競合論」が全く事実でなく的外れであることは数字が明確に示している。善意ある見誤りを含めて「日本人と外国人」という二分化ではなく、この社会を共に構成し、共に生きていく働く仲間、地域の隣人として、この社会の担い手として移民、外国人労働者とその家族の社会参加^{*2} がある。移民、外国人労働者が定住を望むような社会、見合った制度にしていきたい。いずれにしても本年4月以降、外国人労働者は増大する。新たにやってくる外国人労働者を使い捨てにさせてはいけない。労働組合や市民団体の役割もまた問われる。労使対等原則が担保され、「違い」を尊重しあう多民族・多文化共生社会へすすむための移民政策こそがこれからの社会設計に求められる。そこにこそ民主主義の深化の道があり、次の社会、持続可能な社会への展望が見いだせる。分断ではなく共生を。

*1 バブル経済が破綻するや「不法就労半減化成策」としてお世話になった外国人労働者の一斉「刈り込み」を行った。恩知らず政策とも言うべき人権侵害

*2 東日本大震災などの被災地救援活動にボランティアとして外国籍住民、労働者が参加。除染作業も含めて復興作業に多く従事している。